

さいたま市養育費の保証促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、さいたま市養育費の保証促進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 ひとり親が養育費の受取について、当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促する保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用（保証料）を補助することで、ひとり親が養育費を確実に受け取る枠組みを整え、継続した履行確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしておらず児童を扶養しているものをいう。
- (2) 児童 20歳に満たない者をいう。
- (3) 債務名義 養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、さいたま市内に居住し、交付申請時において、ひとり親であって、次に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- (2) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (4) 過去に補助金を交付されていないこと

(補助の対象経費及び交付額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用とする。

- 2 補助金の交付額は、補助対象経費、月額養育費（債務名義にて取り決めたひと月当たりの養育費の金額をいう。）及び5万円を比較して最も少ない額を選定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6か月以内に、市長に養育費の保証促進補助金交付申請書（様式第1号）にて申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本

(3) 児童扶養手当受給者又はひとり親家庭等医療費受給資格者でない場合、当該ひとり親の前年（1月から10月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(4) 補助対象経費の額が確認できるもの

(5) 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る）

(6) その他、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第7条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費の

保証促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

- 3 市長は、第1項の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、養育費の保証促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(審査に係る留意事項)

第8条 市長は、第6条第2項第4号に規定する書類に、次に掲げる内容が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 宛先
 - (2) 領収年月日
 - (3) 領収金額
 - (4) 取引内容
 - (5) 領収者の住所及び氏名、領収印
- 2 市長は、第6条第2項第5号に規定する書類に、次に掲げる内容が記載されていることを確認するものとする。
 - (1) 養育費受取権利者が申請者であること
 - (2) 養育費対象児童が申請者の扶養している児童であること
 - (3) 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること
 - (4) 保証期間が1年以上であること
 - 3 市長は、第1項及び第2項については、確認後、必要に応じて写しを取って申請者に返却するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、養育費の保証促進補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請を取り下げることができる。

(交付時期)

第10条 第7条第2項の規定による交付決定通知を受けたもので補助金の交付を受けようとするときは、養育費の保証促進補助金請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 規則第18条の規定による取消しをした場合においては、市長は養育費の保証促進補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第11条による取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請内容に虚偽の記載がなされるなど不正な手段をもって交付を得たものに対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、4月1日より適用する。

(経過措置)

2 第6条による交付申請について、申請者が令和3年4月1日から5月30日までに養育費保証契約を締結した場合は、令和3年11月30日までに交付申請を提出することで、公正証書等を作成した日の翌日から起算して6か月以内に交付申請がなされたものとみなす。